

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）について

1. 改正の趣旨

- デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）に基づくデジタル社会の形成に関する施策の実施のため、個人情報保護制度の見直しが行われ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）を廃止し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に統合することとされた。
- 当該見直しを踏まえ、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 2 条の規定により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が廃止されることとなったため、当該法律を引用している厚生労働省関係省令について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法を引用している以下省令について、当該法律を引用している規定中、関係箇所を削除する。
 - ・ 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）
 - ・ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
 - ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）
- その他所要の経過措置を設ける。

3. 根拠法令

- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 150 条の 5
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 16 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 16 条の 5
- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 118 条の 6

4. 施行期日等

公布日　：令和 4 年 3 月 31 日

施行期日：令和 4 年 4 月 1 日